

平成28年度

ポリシーブック

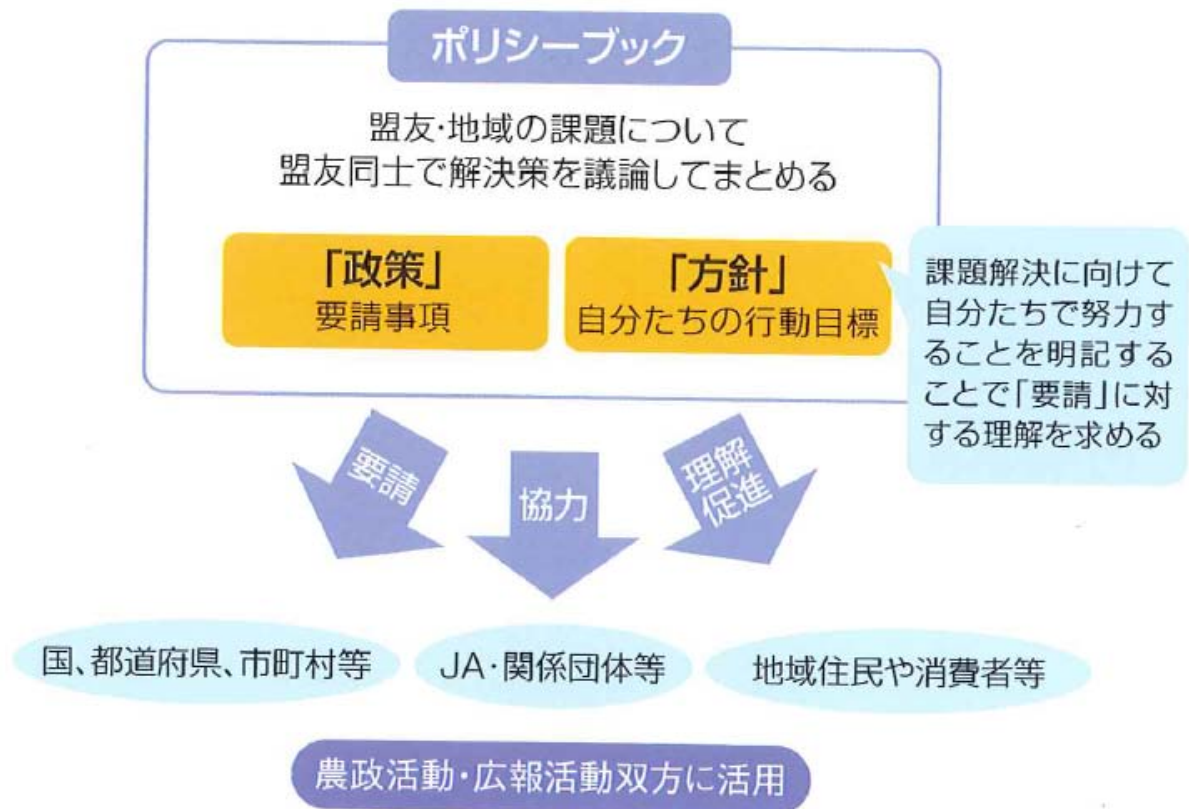
「20年後の目指すべき農業の姿」
～持続可能な力強い農業の実現に向けて～



神奈川県農協青壮年部協議会

ポリシーブックとは？

- ポリシーブックを一言で表すと「青年部の政策集」。
- 盟友一人ひとりが営農や地域活動をしていく上で抱えている課題や疑問点について、盟友同士で解決策を検討してとりまとめたもの。
- 政策として要請するだけでなく、まず自分たちで解決に向けて努力し、取り組むことを明記している。
- 「自分たちの行動目標」と「積み上げによる政策要望」の両方を備えたもの。



目次

1. 農業政策・税制の実現について	1
2. 農業理解運動について	3
3. 食農教育について	4
4. 農業経営の確立について	5
5. 盟友の加入促進、組織活動の活性化について	6

【1. 農業政策・税制の実現について】

1. 現状

- ①・都市農業振興基本法の制定を受け「都市農業振興基本計画」が定められ、適正な営農の継続により多様な機能を発揮する市街化区域内農地は、「都市にあるべきもの」と明確に位置づけられた。
 - ・地方公共団体については政府の基本計画を元に、都市農業振興に係る地方計画を定めることが努力義務として求められた。
 - ・本県農業においては、固定資産税等の過重な負担や高額な相続税の支払いが農業経営の継続や農地保全の大きな障害となっている。
- ②・T P Pは食料自給率の低下、農畜産物価格の低下、農業の多面的機能の喪失等にとどまらず、食の安全やI S Dなど、広く国民生活に影響を及ぼす懸念がある。
 - ・また、T P Pにかかる国内対策だけが先行し、正確な情報開示や十分な国民的議論がされず、農業者、国民はT P Pの不安を払拭されないままに国内での批准が見込まれている。
 - ・一方で、アメリカ合衆国の次期大統領であるトランプ氏がT P Pからの脱退と二国間協議の進展を明確に表明しており、T P Pの発効を含め、今後の自由貿易交渉は不透明な状況が続いている。
- ③ 中山間地から都市部まで有害鳥獣（シカ、イノシシ、サル、カラス、ハクビシン、タヌキ、アライグマ等）の被害は深刻化しており、後継者の営農継続意欲の低下など、農業経営を圧迫している。

2. 個人・青年部として取り組むこと

- ① 都市農業振興のために整備されている法制度等の情報を盟友間で共有し、積極的に活用する。
- ② 研修会等を通じ、税や各種制度に対する知識の習得に努める。また、盟友同士及びJ Aとの情報交換を密に行い、団結して農業を継続していくとともに、農業経営スキルを向上させる。
- ③ T P P等について研修会等で正しい知識を習得するとともに、安全・安心な農畜産物を安定供給し、他団体と連携したP R活動等を通じて消費者に対しT P Pや、地域の農畜産物について理解促進をはかる。
- ④ 網や柵等の設置による自己防衛の強化及び勉強会を通じた有害鳥獣に対する知識向上をはかる。

3. 行政等へ要請すること

<国へ要請すること>

- ① ・相続税納税猶予制度について、制度の適用を受けている市街化区域農地の貸借を認めること。
 - ・生産緑地制度の面積要件を引き下げるとともに、「道連れ解除」を解消すること。

- ・基本計画に記載された都市農業振興に係る新たな施策を早期に策定すること。
- ② ・T P P協定に係る国内対策について、現場の農家の意見を積極的に取り入れ、息の長い、再生産が可能となるよう十分な国内対策と万全な予算を確保すること。

<県へ要請すること>

- ① 県下の都市農業の実情にあった「地方計画」を定めること。また、市町村に対し地方計画を策定するよう積極的に働きかけること。
- ② サル・シカの特定鳥獣管理計画の抜本の見直しを行うとともに、被害根絶に向け、市町村の取り組みに対する支援・指導を強化すること。
- ③ 行政による防除システムの研究及び駆除の強化、殺処分やトラップに対する規制緩和をはかること。

【2. 農業理解運動について】

1. 現状

- ① 肥料・農薬散布や農機を使った作業時に近隣住民から苦情（音、臭気、ほこり等）が寄せられることがある。
- ② 災害発生時における避難場所の確保等、農地の多面的機能の発揮は県民から強く求められており、その機能を地域で発揮するための支援が必要である。
- ③ 市民農園の認知度が高くなり、農業への関心が高まってきている。一方で、市民農園の管理不足等により、雑草や病害虫の発生等近隣の畑や作物へ与える影響も見逃せないものとなっており、農業への関心が高まっている一方で、農業への理解が追いついていない現状がある。
- ④ 市民農園の広がり、専業農家の規模拡大を妨げている事例も存在している。

2. 個人・青年部として取り組むこと

- ① ・地域住民（小・中学生や保護者等）を巻き込んだ食農教育、農業体験等を実施し、コミュニケーションの活発化及び農業理解の一層の促進をはかる。
 - ・事前に近隣に作業（農薬散布、機械使用等）する旨を伝えることや、作業する時間や天候（風向き）など地域の状況に配慮した農作業を行う。また、近隣住民とのコミュニケーションを通じ農作業に対する理解を促す。
- ② 農家が地域にいることのメリットを、地域にかかる様々なイベント等を通して地域住民に伝える。
- ③ 災害時には、自らが所有している農地や機材等を、地域のために積極的に活用する体制を整える。
- ④ 利用者や管理者とコミュニケーションをとり、農地を適切に使ってもらえるよう働きかける。

3. 行政等へ要請すること

<国、県へ要請すること>

- ① ・農業理解運動（地域住民とのコミュニケーション等）にかかる活動資金の助成措置の充実をはかること。
- ② ・環境保全や防災機能等の農業の持つ多面的機能の発揮について一般消費者への周知をすすめ、農業理解促進をはかること。
 - ・災害時における防災協力農地の県内全域への拡大をはかるとともにルールを明確に整備すること。

<市、JAへ要請すること>

- ・市民農園の適正な管理・利用について、チラシ資材等を使い利用者へ情報提供を行うこと。

【3. 食農教育について】

1. 現状

地元小学生等を対象にしたバケツ稲栽培等指導や学校給食への食材提供、農作業体験や牛の乳搾り体験など、食農教育活動を各組織の盟友が各地域で行っている。今後も欠食、食べ残し、偏食等を改善するために、「食」と「農」の大切さをより一層広める必要がある。

近年では取り組みの継続により、子どもたちだけではなく、大学生をはじめ、親世代、祖父母世代にも新たに「農」に触れたいという消費者が増えてきており、今後もこれまでの取り組みに加え、幅広い年齢層に向けて取り組みを行っていく必要があると考えている。

2. 個人・青年部として取り組むこと

- ・継続的に食農教育事業（バケツ稲栽培指導、芋掘り体験、プランター野菜作り指導、学校給食への食材提供、搾乳体験、料理教室等）を実施していく。
- ・子どもたちだけでなく大人も含めた幅広い消費者に対して、JAと連携し、直売所やイベント開催等を通じて「農」に触れ合える場所や機会を積極的・継続的に提供していく。
- ・地域の声を反映して、より子ども達に身近に食や農を感じてもらえるように、食農教育活動を改善していく。

3. 行政等へ要請すること

<国、県へ要請すること>

- ・より農業理解を深めるために、小、中学校で食農教育及び農業を生徒保護者に定着化させるような授業計画の策定やそれが実現できる予算措置を行うこと。

<県へ要請すること>

- ・県内の公共施設（学校、病院等）への地元農畜産物利用拡大をはかるとともに生産者と公共施設職員との意見交換の場をつくること。
- ・料理教室・体験農場等の開催を通じ消費者と触れ合う機会を作り、地産地消をすすめること。

<JAへ要請すること>

- ・バケツ稲キットのような、より効果的に食農教育が行えるような資材を開発すること。
- ・青壮年部員が地域とより密接に係われるような窓口としての役割を強化すること。

【4. 農業経営の確立について】

1. 現状

- ① ・肥料、資材、燃料価格等の高騰及び、飼料価格の高止まり傾向および消費税の増税により経費負担が大きい。
 - ・大型量販店や輸入農畜産物等の増加により農畜産物価格が不安定である。
 - ・異常気象や鳥獣被害が発生している。
- ② 経営規模の拡大にあたり、労働力不足や農業機械化のための資金調達が課題となっている。周知不足により、融資、補助金制度を有効に活用できていない。また、各条件により経営にあった融資・補助金制度が少ない。
- ③ JA直売所が県内に増加したことで、消費者に地産地消に対する関心が高まってきている。一方で、JA直売所の規格基準が徹底されていないことにより、JA直売所全体の農産物の質の低下が引き起こされ、価格の低下が問題視されている。

以上のことから、安定した農業経営が行えない状況にある。

2. 個人・青年部として取り組むこと

- ・経費削減や経営意識向上に向けた取り組みとして研修会等を実施する。
- ・部員間で販路拡大（受委託販売、インターネット、農商工連携等を利用）に向けた取り組みを展開する。
- ・農業所得向上に向け、関係機関・団体と連携して販路拡大や6次産業化に取り組む。
- ・JAの農作業受託事業やボランティア等を積極的に活用する。
- ・JAグループとの意見交換を通じて、盟友の現状や意見を伝えていく。
- ・研修会等を通じて融資・補助金制度に関する知識を習得するとともに制度を有効活用する。

3. 行政等へ要請すること

<国、県へ要請すること>

- ① ・飼料価格等の低コスト実現に向け、流通や価格の徹底的な見直しを行うこと。
 - ・自然災害発生時に、より迅速に柔軟な復興支援を行うこと。また、災害に伴い補助金制度を新たに策定した場合は、県や市に情報提供し、被災者に速やかに伝わるようにすること。
- ② ・より有効かつ幅広い分野に使える融資・補助金制度の拡充をはかること。
 - ・労働力不足の解消及び雇用創出の観点から研修生受入や、「農業」で雇用が生み出せる制度及び雇用に係る経費の助成等仕組み作りを創設すること。

<JAへ要請すること>

- ・低コスト実現に向け、流通や価格の徹底的な見直しを行うこと。
- ・JA直売所に農産物を出す際には明確なルール（規格等）を整理しチェックの徹底を行うこと。
- ・農畜産物の品質及び栽培技術向上に向けた営農指導員の強化をはかること。
- ・学校給食への食材提供、企業等への地元農畜産物の利用拡大に関してマッチングする際の窓口としての役割を強化すること。

【5. 盟友の加入促進、組織活動の活性化について】

1. 現状

後継者不足により盟友数が減少傾向にあるなかで組織の弱体化が懸念されており、部員拡大に向けた新たな取り組みが課題となっている。

2. 個人・青年部として取り組むこと

- ・魅力ある活動を行っていくとともに、部員になることのメリットを明確化し、未加入地区を含めた加入の呼びかけを行う。
- ・行政やJ Aと連携し、青壮年部の組織活動をPRする。
- ・農業高校等と連携し、将来の農業者を育成する場を設ける。
- ・将来的な組織の活性化を図るため、盟友への出会いの場を提供する。
- ・新規就農者・地域住民等に対し青壮年部員が積極的に交流をはかる。

3. J Aへ要請すること

- ・各青壮年組織が農業後継者への青壮年部加入の呼びかけを行うに際し、J Aが一体となって協力すること。
- ・新規就農者に対する支援の強化及び青壮年部活動への助成措置の拡充をはかること。